

意見書案第13号

公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇の見直しを国に求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	三宅隆介
	〃	吉沢章子
	〃	飯田満
	〃	月本琢也
	〃	三浦恵美

公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇の見直しを国に求める意見書

我が国の税制における租税原則は、様々な状況にある人々が負担能力に応じて分かち合う公平の原則、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択をゆがめることがないようにする中立の原則及び税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとする簡素の原則を合わせた公平・中立・簡素の3つに集約することができ、当該3原則が我が国の税制を考える上での基本となる。

しかしながら、上記原則を前提としつつも、宗教法人については、法人税法上、営利を目的にしていない公益法人等に位置付けられることから、34種類の収益事業を除く法人税のほか、宗教活動に使用するための土地や建物の固定資産税も課税されないなど、税制面で優遇がされている。

そもそも、公益法人等の非課税の根拠は、公益的な活動が国等の活動を軽減・補助する効果がある点にあるが、宗教法人は公益法人とは異なり、信者の獲得、信者からの寄附等による財源で行う私的な宗教活動の拡大など、あくまでも自己が掲げる宗教的利益を追求するものであり、公益法人以上に非課税の措置が採られていることの根拠に乏しい。

さらに、民間人等が不動産を購入する場合、自己の収益を財源とし、所得税や法人税が課税された後の資金で購入するものであるが、購入した不動産にも更に固定資産税等が課税される、いわば二重の課税となる一方、宗教法人の場合は、宗教活動に必要なものとして取得した不動産で、信者からの寄進などの信仰に根差したのではなく、信者、非信者の区別なく一律に徴収する拝観の対価としての事業収入である拝観料などを取得しても、不動産にも固定資産税等は課税されない、いわば二重の非課税の状況になっている。

宗教法人の中には社会的に多くの不祥事を起こしてきた法人もあり、例えば、旧統一教会のように税制を優遇された資金等を活用して政治活動や選挙活動等を担うなど、事実上、国政に干渉しているケースも見受けられ、これは当然のことながら政教分離原則に違反するものであり、旧統一教会に関わる問題は、宗教法人への過度で不平等な税制優遇が引き起こしたものと言える。

よって、国におかれては、宗教法人への課税は一般法人と同様の取扱いとし、適正な課税をする税制に改めることが、我が国の税制改革における喫緊の課題であることを認識し、公平な税制の観点から宗教法人への税制優遇を見直すとともに、必要な措置等を講じるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣